

揚貨装置を起因物（小）とする死傷災害発生事例（2017年）

年	月	発生時	死傷災害発生事例	年齢	業種 (小)	事故の 型	労働者 規模
2017	4	6~ 7	沖合にて網待ち作業中、船の揺れで体勢をくずし、体を支えるため反射的に手をついたところ、デリッククレーンの支柱とブームの間に指を挟み、裂傷および出血を負った。	36	70201	7	30 ~ 49
2017	7	9~10	上屋にて建機（エスカベーター）の玉掛け作業に従事していた。被災者はエスカベーター運転席の後方に上がり、ブームの足伸部分に18mm×12mのワイヤーを1本使って玉掛けを行おうとしていた。ワイヤーが長きたるんでおり、又エスカベーターを吊る際に使用するあてを入れる箇所も狭かったのでワイヤーが張るまでの間、あてがしっかり入っているかを注視していた所、左手薬指の先端を挟み負傷する。（原因）・荷物を吊りあげることだけに集中していたことによる注意不足・ワイヤーを張る直前まで握っていた	27	50202	7	100 ~ 299
2017	11	18 ~ 19	自動車整備用ピット内にて四柱リフトに車両を乗せ、約1.1m上昇して被災者は車内にて整備、他作業員1名が車両下部の整備をしていた際に、被災者が車両を上昇している事を忘れ車外へ出る際に後ろ向きに出ようとして後ろに足を一步踏み出したところ、足場が無く後ろ向きに転落して地面に腰と後頭部を強打した。	36	80204	1	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_06.html

